

分野3 産業

～活気と希望のまちづくり～

- 1. 農業の振興 …………… (1) 肉用牛の経営安定対策
(2) 環境保全型農業の推進
(3) 施設園芸を基礎とした経営安定対策
(4) 農業後継者対策及び新規就農者支援
(5) 耕作放棄地の活用
(6) 有害鳥獣被害防止対策
(7) 森林の保護対策

- 2. 水産業の振興 …………… (1) 漁業所得の向上
(2) 藻場の再生
(3) 漁業後継者対策及び新規就業者支援
(4) 漁業資源の活用

- 3. 商工業の振興 …………… (1) 地元商店の利用促進
(2) 空き店舗対策
(3) 商工業後継者対策及び新規起業者支援

- 4. 観光の振興 …………… (1) 観光客延数の増加

- 5. 6次産業化の推進 …………… (1) 特産品の開発と雇用の創出

- 6. 漁港の整備 …………… (1) 漁港施設整備

- 7. 自然エネルギーの活用 ……… (1) 自然エネルギーの活用

主要施策 I : 肉用牛の経営安定対策

【現状・課題】

農業は、本町の基幹産業であり、中でも畜産業は、町全体の農業生産額の約70%を占めています。

近年、高齢化の進行から飼養農家は減少していますが、子牛販売価格の好調を背景に、意欲ある農家の規模拡大が進んだことで、飼養頭数は増加しており、少しずつではありますが、新規就農希望者も現れています。

この流れを止めないように、各種支援を継続するとともに、規模拡大に伴う労働力不足等の解消対策を推進する必要があります。

【施策の基本方針】

意欲ある農家の増頭及び高齢牛の更新、より質の高い小値賀牛の造成を推進します。また、合わせて自給飼料の生産支援、省力化、低コスト化を推進し、肉用牛産地の維持拡大を図ります。

【前期の主な取組み】

①スマート放牧実証事業

H27:施設整備 H28~H30:実証事業 飼養頭数:15頭

②農協キャトルステーション[※]の整備支援

H30:施設整備

③増頭推進のための導入事業の見直し

H29 制度改正

④牛舎の整備支援

H30:3経営体



繁殖雌牛の生産振興

〔後期の施策方針〕

- ①担い手確保育成対策の推進
- ②経営基盤の強化支援
 - ・繁殖雌牛の導入支援事業の見直し R 元年度一部改正予定
 - ・牛舎等の整備支援
 - ・農業経営研修の支援
- ③自給飼料の生産、省力化、低コスト化の支援
 - ・飼料生産体制の強化支援
 - ・ICT を活用したスマート放牧の普及支援

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度) H30.4.1 時 点	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①繁殖母牛の増頭	700 頭	723 頭	800 頭	-
②所得額の 10%増	-	76%増	10%増	80%増

<②変更理由>前期において目標を達成したため修正。

※【キャトルステーション】生後3か月から5か月未満の子牛を預かり、約6か月間、農家に代わって育成する施設。

主要施策 2: 環境保全型農業の推進

〔現状・課題〕

現在、本町における農産物の生産は、農薬や化学肥料について、極力、使用を低減した栽培を実践しているところです。特に水稻においては、県で定める基準値の3割低減で栽培されています。近年、消費者の安心・安全な農産物への関心が高まる中、農薬や化学肥料に依存しない、自然環境に配慮した農業を更に推進する必要があります。

〔施策の基本方針〕

化学肥料や農薬に依存しない栽培技術の確立を目指し、県営担い手畑地帯総合整備事業により整備した「ゆうきセンター」で生産した堆肥を活用した栽培を推進し、安心安全な農産物の品質向上を図るとともに、自然環境に配慮した資源循環型農業を推進します。



ゆうきセンターによる水田への
堆肥散布状況

〔前期の主な取組み〕

- ① ブロッコリー栽培に係る堆肥の展示圃場の実証事業 H28~30 に実施
- ② 生姜の実証栽培と堆肥の活用促進 H28~30 に実施
- ③ 堆肥の成分分析と製造方法の見直し

〔後期の施策方針〕

- ① 水稻栽培、園芸品目への堆肥の活用推進
- ② 堆肥活用の展示圃場の設置等

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
① 堆肥利用量の増加 (H25 比)	100% 241.5t	72.5% 175.1t (H29)	150% 362.2t	100% 241.5t

<①変更理由>前期の実績及びゆうきセンターの状況等を踏まえ修正。

主要施策 3: 施設園芸を基礎とした経営安定対策

【現状・課題】

本町の基幹産業である農業において、園芸は重要品目です。ミニトマトを中心に、新規就農希望者も少しずつではありますが現れており、小値賀町担い手公社を中心とした研修事業の拡充を図り、地域全体で研修生を育てる機運も高まっています。

しかし、離島という地理的条件のもと、資材の購入や生産物の販売に海上輸送経費がかかるため、本土農家に比べ、所得率が低い状況にあります。

今後は、建設から数十年が経過し老朽化が進行している施設の長寿命化を図りながら、施設園芸による高収益品目（トマト・実エンドウ・アスパラガス等）の栽培を基礎として、ブロッコリー等の露地品目の栽培とあわせた複合による農業経営の安定化を図る必要があります。

【施策の基本方針】

経営基盤安定のため、施設の長寿命化、輸送経費等の支援、高収益品目を基礎とした複合経営を推進し、農業所得の向上による経営の安定化を図ります。

【前期の主な取組み】

- ① 生姜の実証栽培の推進 H28～30 に実施
- ② 施設園芸（ミニトマト）での新規就農支援 H26:2名 H29:1名
- ③ 燃油高騰に対する支援 H24～30 に実施
- ④ 海上輸送コストの支援 H24～30 に実施
- ⑤ 施設の長寿命化支援 H28 に実施



長寿命化対策が必要な老朽化した園芸ハウス

〔後期の施策方針〕

- ①担い手確保育成対策
- ②経営基盤の強化支援
 - ・施設の長寿命化事業等
 - ・農業経営研修の支援
- ③農業所得向上対策
 - ・高収益品目の栽培推進等
 - ・環境保全型農業の推進（化学肥料の低減等）
- ④本土農家との格差是正対策
 - ・農業用燃油高騰対策事業と海上輸送コスト支援事業等

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①農業改善計画における認定農業者※ の所得目標額の 70%達成	3 人	4 人 (H29)	-	5 人

<①変更理由>当初目標値を設定していなかったため、前期実績及び後期の施策方針等を踏まえ設定。

※【認定農業者】田畑の拡大や機械化など 5 年間の経営改善計画を市町村に提出し、認められた個人や法人。地域農業を担う意欲的な農家を育てるのが目的で、低利融資などの対象になる。

主要施策 4: 農業後継者対策及び新規就農者支援

〔現状・課題〕

本町の農業を担う認定農業者^{*}は 42 名で、減少傾向にあり、その平均年齢も 59 歳となっており、農業従事者の高齢化と後継者不足が深刻な問題となっています。

担い手の確保育成が大きな課題となる中、平成 13 年から小値賀町担い手公社が研修生の受け入れを開始して以来、平成 30 年 4 月 1 日時点で 16 人が本町で就農しています。

現在、専任の指導員が不在の状態ですが、平成 28 年度から地域おこし協力隊制度を活用し、研修期間の延長を図るとともに、地元農家での研修、関係機関と研修生との定期ミーティング等、地域全体で研修生を育てる機運を高め、また、平成 29 年度には、本町での就農を希望する農業大学校生への奨学金制度を創設し、担い手の確保に努めています。

しかし、農業従事者の高齢化の進行には追いついておらず、新規就農希望者の増加と就農率の向上を図る必要があります。

〔施策の基本方針〕

農業は本町の基幹産業であり、後継者対策・新規就農者への支援は本町の農業振興にとって喫緊の課題として、継続的に取り組みます。

〔前期の主な取組み〕

- ① 畜産研修生受入 H27 研修開始: 1 名 H28 研修開始: 1 名 H29 研修開始: 1 名
- ② 園芸研修生受入 H27 研修開始: 1 名 H28 研修開始: 2 名 H30 研修開始: 1 名
- ③ 新規就農者生活支援 H26: 5 名 H27: 5 名 H28: 1 名 H29: 2 名
- ④ 農業研修制度の拡充 H28
- ⑤ 奨学金給付 H29~30: 1 名

〔後期の施策方針〕

- ① 担い手確保育成対策
 - ・農業研修事業
 - ・農業後継者奨学金
 - ・就農者フェアへの参加
 - ・ホームページ等を活用した情報発信
- ② 新規就農者への支援
 - ・農業次世代投資資金、積極的な農地の利用集積等

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①新規就農者 (当該年度就農開始の数)	0 名/年	2 名/年	4 名/年	-
②研修生数 (当該年度研修中の数)	3 名/年	3 名/年	-	6 名/ 年

<②変更理由>当初目標値を設定していなかったため、前期実績及び後期の施策方針等を踏まえ設定。

※【認定農業者】田畑の拡大や機械化など 5 年間の経営改善計画を市町村に提出し、認められた個人や法人。地域農業を担う意欲的な農家を育てるのが目的で、低利融資などの対象になる。



新規就農希望者の研修状況

主要施策 5: 耕作放棄地の活用

【現状・課題】

本町の耕作放棄地は、平成 30 年度の農業委員会による農地利用状況調査において、約 74ha が確認されています。そのうち約 26ha は既に山林化しており、現在、農業委員会において今後も農地として取り扱うかどうかの判断を継続して行っています。残りの約 48ha は解消して農地として活用していく必要があり、所有者への意向調査を実施しています。

不在地主の所有地の有効活用や耕作放棄地・遊休農地の利用集積を積極的に推進し、人・農地プランの実質化による着実な計画実行が重要な課題となっています。

しかし、現状として農地が狭い、水はけが悪い等の要因で、耕作するには条件が不利な農地がほとんどで、また、そのような農地は、相続者が町外在住者等の地権者が多く、その対応が困難な状況にあります。

【施策の基本方針】

未整備の農地は耕作放棄地に進行しやすく、その改善に努めながら、中核農家に農地集積・集約を図り、効率的な農業を推進します。

【前期の主な取組み】

- ① 人農地プランの策定
- ② 農地耕作条件改善事業の実施 H28: 水田における湧水対策
- ③ 中間管理事業を活用した担い手への農地集積 H26~30 実施 集積面積: 133ha
- ④ 山林化した農地の非農地判断 判断した面積: 548,833 m²
- ⑤ 集落による日本型直接支払制度への取組み
 - ・多面的機能支払交付金 11 集落が取組
 - ・中山間地域等直接支払交付金 10 集落が取組

【後期の施策方針】

- ① 整備する農地及び耕作者・作付作物の選定推進（農地耕作条件改善事業等の活用）
- ② 日本型直接支払制度の次期対策への取組み推進
- ③ 守るべき農地の明確化・非農地判断の実施等
- ④ 担い手への農地集積・集約の推進（農地中間管理事業等の活用）
 - ・農地の団地化推進（園芸エリア、畜産エリア等）
 - ・農地集約に伴う周辺農地を含めた農地改良の推進

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25年度 現況)	前期実績値 (H30年度)	R5年度目標値 (2023年度)	
			当初	変更
①農地中間管理事業による集積面積	-	計133ha (H25~29)	-	60ha
②耕作放棄地解消	-	1ha/年	5ha/年	1ha/年

<①変更理由>当初目標値を設定していなかったため、農業委員会活動等の計画を踏まえ設定。

<②変更理由>前期の実績及び農地を取り巻く状況を踏まえ修正。

※集積面積については各期5年間の実績・目標値、耕作放棄地解消については単年度の実績・目標値

○耕作放棄地の増減

	H26	H27	H28	H29	H30
耕作放棄地面積	80.2 ha	82.1 ha	75.3 ha	71.8 ha	74.1 ha
解消面積	2.0 ha	8.0 ha	15.8 ha	10.0 ha	3.0 ha
うち非農地通知発出	(0.0 ha)	(5.0 ha)	(14.0 ha)	(6.7 ha)	(2.8 ha)
発生面積	4.6 ha	9.9 ha	8.9 ha	6.5 ha	5.3 ha
増減	-	1.9 ha	-6.9 ha	-3.5 ha	2.3 ha

※農業委員会による農地利用状況調査から



農業施設の保安全管理のための集落活動

主要施策 6: 有害鳥獣被害防止対策

【現状・課題】

近年、本町では、イノシシによる食害や農地の掘り起こし等の農作物被害が発生しています。また、カラスによる被害も依然として続いています。

被害が拡大すれば、農業生産力や生産意欲も低下し、耕作放棄地の増加に影響を及ぼす可能性が高く、その対策が喫緊の課題となる中、イノシシについては「防護」「棲分け」「捕獲」の3対策として、ワイヤーメッシュ(防護柵)の設置推進、電気牧柵の貸し出しや購入費補助、わな免許取得の講習会、免許取得費用等の助成、わなの購入費用助成、箱わな、くくりわな、猟犬・猟銃による駆除、捕獲報奨金の交付等を行ってきました。

また、平成27年7月からは、日頃地区の方々が見廻りにくい場所を中心に活動する有害鳥獣対策員を雇用し、ワイヤーメッシュの維持管理等を行っています。

その結果、一定の効果は上がっていますが、ここ数年農業被害金額は横這いの状態にあり、カラスの駆除対策も含めて、強化に努める必要があります。

なお、浜津地区では、平成30年11月に、わな免許取得者のイノシシ捕獲をサポートする「捕獲隊」が町内で初めて結成されました。

このような活動を地域全体に広げ、関係機関と地区及び行政が連携して、農業被害の防止や住民生活の安全を図る必要があります。

【施策の基本方針】

イノシシについては、「防護」「棲み分け」「捕獲」の3対策を引き続き総合的かつ積極的に推進します。

また、カラス駆除については、カラス檻の管理を徹底し、町猟友会と連携し、継続して駆除対策に努めます。

【前期の主な取組み】

① 猟友会及びカラス檻によるカラス駆除

H26: 不明 H27: 87羽 H28: 92羽 H29: 152羽

② 箱わな、くくりわな等によるイノシシ駆除

H26: 53頭 H27: 58頭 H28: 129頭 H29: 89頭

③ ワイヤーメッシュ柵の設置 H25~28: 54,800m

④ 電気柵の貸し出し及び購入補助 H28~30

⑤ 有害鳥獣対策員による対策の実施(ワイヤーメッシュ及びカラス檻の管理等)

【後期の施策方針】

①イノシシに関する3対策

- ・防護対策 電気柵の購入補助、ワイヤーメッシュの管理等
- ・棲分け対策 ワイヤーメッシュの適正管理による緩衝帯の設置等(山羊の活用)
- ・捕獲対策 IoT※捕獲機器の導入
- ・地域ぐるみの被害対策の推進

②カラスに関する対策

- ・カラス檻の適正管理
- ・猟友会による駆除等

【主な達成目標】

成果目標		策定時 (H25年度現況)	前期実績値 (H30年度)	R5年度目標値 (2023年度)	
				当初	変更
①年度毎の捕獲頭 羽数	イノシシ	19頭	89頭 (H29)	-	150頭/年
	カラス	314羽	152羽 (H29)	-	300羽/年
②有害鳥獣被害の 縮小 (被害額の減少)	イノシシ	2,200千円	1,743千円 (H29)	-	1,000千 円以内/年
	カラス	604千円	115千円 (H29)	-	50千円以 内/年
③ワイヤーメッシュ柵設置距離		17.6 km	54.8km	50 km	-

<①②変更理由>当初目標値を設定していなかったため、前期実績及び後期の施策方針等を踏まえ設定。

※【IoT】「Internet of Things」の略語。モノがインターネットとつながる仕組みや技術。



カラス檻によるカラスの捕獲

主要施策 7: 森林(松林)の保護対策

〔現状・課題〕

本町の総面積は、2,546ha で、そのうち森林面積は 1,099ha と、総面積の 43% を占めています。本町は周囲を海に囲まれており、森林の果たす役割は、防風・防潮・魚つき林をはじめとして、景観形成上も極めて重要です。

特に、町のシンボルである松林の面積は 335ha で、森林全体の 30% を占めており、昭和 52 年から松くい虫の被害防止のため、ヘリコプターによる薬剤散布、地上散布及び被害木の伐倒駆除を継続して行ってきましたが、28 年度から被害量が増え始め、29 年度、30 年度には、かつてない甚大な被害が発生し、災害というべき状況になっています。

近年の少雨、猛暑といった気象状況や温暖化傾向が、松の樹勢を弱めるとともに、松くい虫(マツノザイセンチュウ)を媒介するマツノマダラカミキリの動きを活発化させており、また、住民生活様式の変化で、燃料としての松の利用がほとんどなくなったことなどから、土壌の富栄養化が進み、松の生育に適さない環境になってきていると考えられます。今後は、こういった環境の変化に対応した総合的な松林の保全対策が必要になります。

〔施策の基本方針〕

近年の不安定な気象状況や温暖化傾向、住民の生活様式の変化等を踏まえ、薬剤防除、伐倒駆除のほか、より総合的な保全対策を推進します。

〔前期の主な取組み〕

- ①防除事業(空中散布・地上散布・樹幹注入)の実施
- ②衛生伐事業(当年被害木の伐倒焼却処理)の実施
- ③枯損木の処理事業(過年被害木の伐倒処理)の実施

〔後期の施策方針〕

- ①松くい虫被害木(当該年度及び過年度の被害木)の伐倒処理と空中散布、地上散布、樹幹注入(駆除と防除)の継続
- ②松林の守るべき区域と整理すべき区域の仕分け
- ③クロマツ(抵抗性マツ)の植林と樹種転換
- ④町ぐるみでの森林保全活動の推進
- ⑤伐倒木の活用の研究

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①松くい虫被害木の抑制(駆除量)	303m ³ /年	2,167m ³ / 年(H29)	-	200m ³ /年
②松くい虫被害木の完全処理	-	-	100%	-

<①変更理由>過去の平均被害量である 200m³ 程度まで被害木を抑制することを目標として設定。



守るべき美しい姫の松原

主要施策 1: 漁業所得の向上 (一人当たりの所得向上)

【現状・課題】

本町は、かつてのアワビやイサキの漁獲量に代表されるように「漁場の中に島がある」と言えるほど、沿岸漁業に適した豊かな漁場に恵まれ、漁業の発展が永く町の経済を支えてきました。しかし近年は、魚価の低迷、後継者不足による従事者の減少と高齢化、藻場の衰退等による漁場環境の悪化、燃油の高騰等による経費の増加などにより、生産活動が非常に厳しい状況にあります。本町の基幹産業である漁業の衰退を防ぐことは、農業、商工業、観光業等と合わせた島の経済サイクルを守ることであり、漁業を持続可能なものとするために、様々な対策が必要となります。

今後、水産物の供給という基本的な役割を担っていくには、生産性の向上や水産資源の回復などによる持続可能な漁業生産を図っていくことが重要となっています。

【施策の基本方針】

「持続可能な漁業の構築」を目指し、生産、流通、販売の各段階で、漁業所得の向上に資する対策を積極的に進めます。

【前期の主な取組み】

- ①海上輸送コストの支援
- ②燃油高騰に対する支援
- ③産地直送取引の推進
- ④機関換装およびオーバーホールにかかる支援
- ⑤経営改善計画の作成にあたる指導
- ⑥漁協自営定置事業の強化に向けた検討、協議
- ⑦観光ダイビング事業導入に向けた検討、協議

【後期の施策方針】

- ①漁協自営定置事業の整備支援、出荷調整および観光定置の推進
- ②観光ダイビング事業の導入(開始)
- ③新規漁法の導入および海藻養殖の促進
- ④機関換装およびオーバーホールにかかる支援
- ⑤海上輸送コストの支援
- ⑥燃油高騰に対する支援
- ⑦産地直送(ネット販売を含む)取引の推進
- ⑧鮮魚・活魚の輸送体制の見直しの検討
- ⑨経営改善計画の作成にあたる指導

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度現 況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①一人当たりの所得の増加	1.0 倍	1.5 倍	1.2 倍	1.7 倍
②漁業水揚げ者(実数)の維持	219 人	211 人 (H29)	219 人	-

<①変更理由>前期において目標を達成したため修正。



漁協自営定置の作業風景

主要施策 2: 藻場の再生

【現状・課題】

当町の沿岸域は、遠浅の岩礁地帯にカジメ類やホンダワラ類、ヒジキ、ワカメなどの海藻が豊かな「藻場」を形成し、そこに生息するアワビやサザエ、ウニといった磯根資源も豊富な全国的に見ても優れた漁場でした。しかし、約20年前から、その海藻が消失する「磯焼け」が進行したことで漁場環境が悪化し、アワビなどの漁獲量にも大きく影響しています。対策として、植食性魚類、植食性動物の駆除、ウニフェンスの設置、母藻の投入等に取り組み、平成26年春期には、藻場造成漁場のごく限られた地区に、ホンダワラ類、小型海藻類が主体の春藻場（2月～6月）が確認されましたが、平成元年当時と比較すると、藻場面積は約20%にまで衰退し、沿岸の大部分が磯焼け状態となっています。藻場は磯根資源ばかりでなく、魚類の産卵場や幼魚の生息場所であり、そのほか、水質の浄化や環境学習、海洋レジャーの場など、様々な機能を有しており、その回復は漁業だけでなく、町の振興全体に及ぶ非常に重要な課題となっています。

【施策の基本方針】

漁業者、ボランティアダイバーにより実施しているウニ類、巻貝類の駆除や母藻投入等の取り組みを継続して実施するとともに、海藻の種苗生産技術の向上、漁港を活用した磯焼け対策の研究と海藻養殖実証試験等の推進、環境保全ダイビングプログラムの開発等、藻場の再生への取り組みをなお一層推進します。

【前期の主な取り組み】

- ① 漁業者、ボランティアによる植食性魚類及び植食性動物の駆除
- ② ウニフェンスの設置及び管理
- ③ 母藻の採取及び投入
- ④ アマモの増殖試験
- ⑤ 海藻（ヒジキ・南方系海藻）の種苗生産
- ⑥ 藻場礁の設置
- ⑦ 国、県の研究機関、企業と連携した海藻増殖試験及び調査
- ⑧ 東京海洋大学、長崎大学、企業と連携した栄養塩調査（全鉄・全窒素・全リン等）
- ⑨ 国、県の研究機関と連携した植食性魚類の捕獲調査

【後期の施策方針】

- ① 漁業者、ボランティアによる植食性魚類及び植食性動物の駆除と活用の推進
- ② 母藻の採取及び投入
- ③ 海藻（ヒジキ・南方系海藻・クロメ・アラメ等）の種苗生産
- ④ 国、県の研究機関、企業と連携した各種調査の継続（藻場調査、放流アワビ追跡調査、ウニの適正密度調査等）
- ⑤ 漁港を活用した海藻の育成、管理と海藻養殖実証試験の推進
- ⑥ 環境保全ダイビングプログラムの開発

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度現 況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①ウニ、巻き貝等の駆除面積の 拡大	50,000 m ²	72,300 m ²	100,000 m ²	150,000 m ²
②アマモの移植面積の拡大	100 m ²	280 m ²	500 m ²	-
③スキューバライセンス取得者の 増加	14 名	32 名	30 名	40 名
④藻場面積の拡大	-	-	-	4.4ha
⑤駆除活動参加者数	-	-	-	延べ 300 名

<①変更理由>前期実績及び後期の施策方針等を踏まえ修正。

<③変更理由>前期において目標を達成したため修正。

<④⑤変更理由>当初目標値を設定していなかったが、後期の施策方針等を踏まえ設定。



藻場礁を活用した調査・試験

主要施策 3: 漁業後継者対策及び新規就業者支援

〔現状・課題〕

当町の漁業は、漁業就業者数の減少、高齢化の進行等により生産力の低下が懸念されています。こうした状況を改善し、漁業後継者を育成するためには、地域の実情を踏まえた就業希望者の受け入れ体制づくりや新規就業者の確保・育成方策の充実を図ることが必要です。

〔施策の基本方針〕

研修制度の拡充、研修終了後の支援体制の充実を図り、将来の漁業生産を担う若い意欲的な人材を確保します。

〔前期の主な取組み〕

- ① 就業者フェアへの出展
- ② ホームページ等を活用した情報発信
- ③ 研修制度の拡充

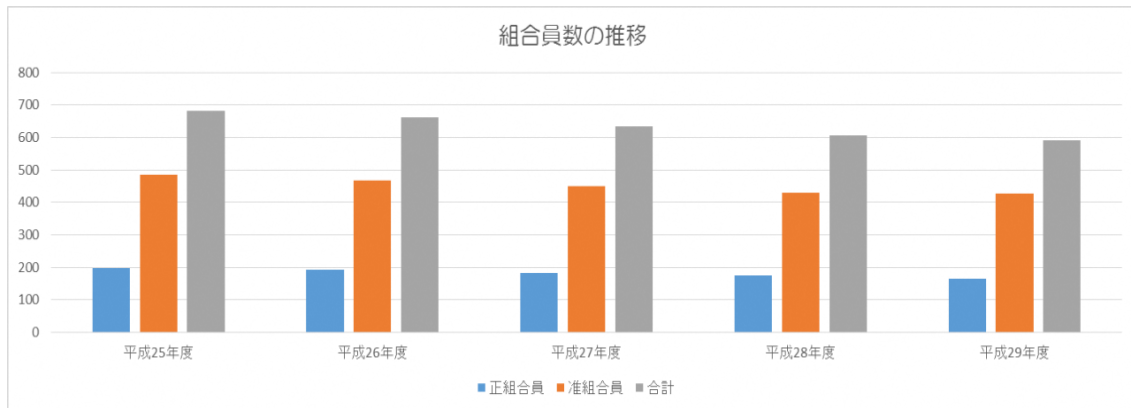
〔後期の施策方針〕

- ① 就業者フェアへの出展
- ② ホームページ等を活用した情報発信
- ③ 研修制度の充実（関係機関や指導者等と連携したサポート体制の強化）
- ④ 就業後の漁船取得や運転資金等の支援の充実（特定有人国境離島漁村支援交付金等を活用）

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度現 況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
① 新規就業者の増	0 名	0 名	20 名	10 名

<①変更理由>前期の実績がなかったことを踏まえ、改めて年間2名を目標とするため修正。



資格	年度					直近5年間の減少数
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
正組合員	197	194	183	176	166	△ 31
	0	△ 3	△ 11	△ 7	△ 10	△ 6
准組合員	485	467	450	429	426	△ 59
	0	△ 18	△ 17	△ 21	△ 3	△ 12
計	682	661	633	605	592	△ 90
	0	△ 21	△ 28	△ 28	△ 13	△ 18



漁業研修状況

主要施策 4: 漁業資源の活用

〔現状・課題〕

本町において、水産物は鮮魚及び活魚での取り扱いが主であり、安価な魚種や未利用・低利用の水産物の活用が課題となっていました。そこで、平成27年度に水産加工推進協議会を立ち上げ、水産加工に関する検討、協議、視察研修、試作等を行い、平成29年度には水産加工場を整備し、加工品の開発、製造、販売を行っています。

今後は、更に未利用・低利用の水産物の加工にも取り組み、雇用の場の創出と漁業者の所得向上を図ることが必要です。

〔施策の基本方針〕

安価な魚種や未利用・低利用の水産物等を活用した、特産品の開発と、観光客をターゲットとした新しい土産品やメニューの開発等を推進し、水産加工業等の活性化及び漁業者の所得向上につなげます。

〔前期の主な取り組み〕

- ①水産加工推進協議会の設立
- ②水産加工品の試作、開発
- ③視察研修及び水産加工セミナーの開催
- ④水産加工場の整備
- ⑤地域おこし協力隊の起業支援
- ⑥ウニの有効活用を図るための身入り調査

〔後期の施策方針〕

- ①新たな水産加工品の開発
- ②未利用、低利用の水産物を活用した商品開発
- ③水産加工商品の販路の確保、拡大
- ④料理コンテストによる飲食店メニューの開発
- ⑤水産加工業の創業希望者支援
- ⑥水産加工における中核的人材の確保・育成



魚食普及を目指した
「小値賀お魚食図鑑」

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①加工場の建設に向けた実施計画の策定	-	策定済	-	-
②加工場の整備及び雇用の創出	-	5 名	10 名	-
③水産加工品の開発数	-	18 商品	-	5 商品 以上
④開発メニュー提供店舗数(町内)	-	1 店舗	-	2 店舗 以上

<③④変更理由>当初目標値を設定していなかったが、前期実績及び後期の施策方針等を踏まえ設定。



水産加工施設に整備された魚肉採取機(左)、燻製機(右)

主要施策 1: 地元商店の利用促進

〔現状・課題〕

本町の商工業は、食料品・日用雑貨品等の小売販売業、サービス業が主であり、規模が零細で、その販路が町内に限られています。

近年では、過疎化の進行や農業、漁業の長期的な不振が、町内の消費や投資を停滞させており、商工業の経営に大きな影響を与えています。

また、情報通信網等の発達により、インターネットやカタログ販売等の普及が進み、町内商工業者の経営に大きな打撃を与えています。

さらに、一部の地区では、食料品店が廃業したことにより、地域の高齢者等が不便に感じている現状にあり、高齢者等を対象とした「買い物代行サービス」などに取り組んできましたが、今後も住民の経済活動や日常生活機能の持続可能な仕組みづくりが大きな課題です。

こうした状況の中、まちの経済全体の底上げを長期的な視野から進めていくために、町内消費ばかりでなく、観光客等の交流人口拡大を推進し、町外需要の開拓を図り、特産品の開発を推進し、観光産業と連携していかなければなりません。さらに、各店舗におけるクレジットカードや電子マネーの普及等商工会と連携したサービス・おもてなしの拡充を推進していきます。

〔施策の基本方針〕

商工会の機能強化を一層進め、商工業者の育成を図り、地産地消等の各種イベントを実施するなど、地元での購買及び消費拡大を促進します。同時に、来島者の利便性向上のためにクレジットカードや電子マネーの普及活動を推進していきます。

新たな土産品や地元食材を活用した料理の開発等をさらに推進し交流人口の増加による商工業の活性化を図ります。

さらに、高齢者等の買い物環境を整備し、人に優しい商店街を目指していきます。

〔前期の主な取り組み〕

- ① 夏祭りや産業まつり、^{まるまる}〇〇マルシェによる地産地消の促進
- ② プレミアム商品券の発売
- ③ 小値賀産業活性化協議会の設立

〔後期の施策方針〕

- ① 物産イベント等による地産地消の促進
- ② キャッシュレス（クレジットカード・電子マネー・QRコード）の普及推進
- ③ 特色ある商品の品揃えときめ細やかなサービス提供等による商店街機能の強化

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度 (H28))	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①地元購買率※の向上	58.2%	52.6%	60.0%	55.0%

<①変更理由>携帯端末の急速な普及等により、購買形態がさらに変化したため、前期実績等を踏まえ修正。

※【地元購買率】 3年に1度、商工会連合会が、各世帯(ランダム)に行っている消費者実態購買調査であり、飲食品や日用雑貨等、11分類の商品について、地元の人々が地元の商店等で買い物をする金額の割合を示したものの。



地元産業まつりでの地産地消

主要施策 2: 空き店舗対策

〔現状・課題〕

町内の商店街は、過疎化の進行や通信販売等の普及により、地元購買が低下傾向にあります。そうした状況から、後継者不足による廃業が発生し、空き店舗が増加しています。

そのような中、商工会を中心に金融、税務等をはじめとする相談・指導の実施、創業予定者に事業計画策定支援を行うと同時に、経営資金の利子補給補助に取り組みました。

今後も商工会と連携しながら、まず空き店舗を増やさないための事業者に対する支援に取り組んでいきます。

〔施策の基本方針〕

町内産業の健全な発展及び設備投資等の円滑化を図り、魅力ある商店街の形成に取り組んでいきます。

〔前期の主な取組み〕

- ① 創業支援事業計画の策定
- ② 創業支援セミナーの実施
- ③ 雇用機会拡充事業を活用した創業者支援

〔後期の施策方針〕

- ① 商工会と連携した事業者に対する各種研修への参加促進
- ② 転廃業者との人材や技術を含めたマッチング支援
- ③ 創業や事業拡大等に係る運転資金等の支援の充実（雇用機会拡充事業の活用推進等）
- ④ 商店街活性化の支援の検討



空き店舗を活用した創業

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
① 店舗数の増加	49 店舗	51 店舗	54 店舗	56 店舗

<①変更理由>長崎県国境離島地域雇用機会拡充事業交付金等の活用により、今後も店舗数が増加することが見込まれるため修正。

主要施策 3: 商工業後継者対策及び新規起業者支援

【現状・課題】

過疎化による人口減少や少子高齢化、さらには農業・漁業の長期的な不振が町内の商工業者に大きな影響を与え、地域内商店街においては経営者の高齢化と後継者不足により衰退しており、空き店舗や廃業等が増加傾向にあります。

既存事業者の存続を図るため、事業承継へ向けた取り組みや、地域内での雇用創出をさらに進める必要があります。

【施策の基本方針】

商工業は地域における生活に密着しているため、商工会等の関係団体と連携しながら事業継承や転廃業者との人材や技術を含めたマッチング、創業・事業拡大支援に取り組んでいきます。

【前期の主な取り組み】

- ① まちづくり担い手育成事業補助金（経営技術研修、新規事業準備、公的資金利子補給）
- ② 経営資金の利子補給補助
- ③ 創業支援セミナーの実施
- ④ 経営セミナーの実施
- ⑤ 特産品開発販促セミナーの実施
- ⑥ 雇用機会拡充事業を活用した創業者支援



商工会主催研修会

【後期の施策方針】

- ① 担い手育成基金の活用促進
- ② 商工会と連携した事業者に対する各種研修への参加促進
- ③ 転廃業者との人材や技術を含めたマッチング支援
- ④ 創業者支援制度の充実（雇用機会拡充事業の活用推進等）
- ⑤ 一人事業所への支援の検討

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25年度 現況)	前期実績値 (H30年度)	R5年度目標値 (2023年度)	
			当初	変更
① 商工業後継者の確保	-	12名	20名	-

主要施策 1: 観光客延数の増加

〔現状・課題〕

本町では、島という豊かな自然環境を活かした各種体験プログラムと、古民家を活用した宿泊施設の設立や町民の皆様の協力による農林漁業体験民宿（民泊）により、平成 20 年度以降、減少した年はあるものの、観光客延数及び宿泊者延数とも増加しています。また、平成 30 年 7 月には野崎島が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として、世界遺産登録され、野崎島への来島者も増加しています。

その一方で、旅館・民宿及び民泊実施者の高齢化と新規開業が進まないことによる今後の受け入れ体制が懸念されています。関係団体等と連携を図りながら、民泊実施者の拡大を図るとともに、新規創業者の獲得に取り組んでいく必要があります。

また、本町の魅力である歴史や文化を活かすために、佐世保市と連携して進めている「海風の国」佐世保・小値賀観光圏事業では、観光案内板の設置、五島市、新上五島町との連携事業である、「五島列島おもてなし協議会」では観光ガイドの育成研修等に取り組みました。しかし、インターネットやスマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及に伴い、趣味・嗜好・特徴などの観光における時代の変化やインバウンド（訪日外国人旅行）を含む観光客の多様性に対応していく必要があります。

〔施策の基本方針〕

来訪者を迎えるにあたり、「暮らすように旅をする」をコンセプトに、ガイドの育成・研修のみならず、地域一体・住民一体となって、「住んでよし・訪れてよし」と実感できるような観光地域づくりを目指します。

また、観光関連施設についても、近年老朽化や管理不足が目立つ中、施設の整備や管理体制の見直しにも取り組んでいきます。

野崎島については、引き続き自然環境の保全対策と来島者への安全確保、歴史文化の周知に取り組んでいきます。施設体制整備、受け入れ体制整備等を推進するとともに多様化する観光客に対する情報発信を強化し、観光交流人口の拡大を図ります。

観光振興基本方針の体系化を図り、町全体で本町が目指す観光地域づくりを進めます。

〔前期の主な取り組み〕

- ① 民泊実施者の受け入れ体制整備
- ② 着地型旅行商品の開発及び観光ガイドの育成
- ③ 野崎島ビジターセンターの設置及びマナーブック作成
- ④ 観光案内板設置
- ⑤ 野崎島環境保全活動の実施

【後期の施策方針】

- ①民泊実施者と地域人材を結びつけた受け入れ体制の再構築
- ②町民1人1人が町内ガイド可能なマニュアルの作成
- ③小値賀島内の地域資源を活用した各種体験を結びつける人材の確保
- ④園地・施設等の管理体制の見直し、強化
- ⑤野崎島環境保全活動の推進及び維持管理と費用負担の在り方検討
- ⑥教育旅行や個人旅行の新規顧客開拓（情報発信強化）
- ⑦インバウンド受け入れ体制の整備（施設等の多言語化）
- ⑧観光振興基本方針の策定と各種事業の体系化

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25年度 現況)	前期実績値 (H30年度)	R5年度目標値 (2023年度)	
			当初	変更
①年間来訪者数	44,353人	46,966人 (H29)	70,000 人	-
②民泊新規受け入れ数	-	0世帯	2世帯/ 年	-
③野崎島の保全計画及び安全管理 指針の策定	H28 策定予定	H29マナー ガイド作成	-	R2策定

<③変更理由>前期において一部目標未達成であったため継続設定。



観光研修会

主要施策 1: 特産品の開発と雇用の創出

【現状・課題】

本町の基幹産業である農業と水産業は、ともに経営規模が小さく、季節ごとの品目の組み合わせにより営まれています。

生産形態が生鮮品主体で小規模経営の中、地域資源を活用した加工品、土産物の開発、雇用の場の創出が求められる状況にあり、地域おこし協力隊等の加工品開発の支援や農産物加工施設、水産物加工施設の整備を推進してきました。

今後も、特産品の販路拡大、付加価値の向上、未利用・低利用・規格外の農水産物の活用等を推進し、農水産業等の所得向上と雇用の創出を図る必要があります。

【施策の基本方針】

未利用・低利用の地域資源を掘り起し、町民の知恵と工夫による特産品づくりを推進することで、6次産業化による農水産業等の所得向上と雇用の創出を図ります。

【前期の主な取組み】

- ① 農産物加工施設の整備 H28
- ② 水産物加工施設の整備 H29
- ③ 地域おこし協力隊等による加工品開発
 - ・生姜シロップ、ピーナッツカレーブック、魚醤、海藻ドレッシング
 - ・貝類のアヒージョ（オイル漬け）、一次加工品（魚）、魚の漬け、マグロ生ハム
 - ・地元農産物（実エンドウ、ブロッコリー等）を活用したお菓子、パンの製造
- ④ 地域おこし協力隊卒業生の起業 3名
- ⑤ 既存業者の新商品開発
 - ・燻製蒲鉾

【後期の施策方針】

- ① 特産品の販路拡大、付加価値向上の推進
- ② 未利用・低利用・規格外品の活用推進
- ③ 新規特産品の試験栽培及び新商品開発
- ④ 新規創業、事業拡大、事業承継への支援



ヒラマサ漬け

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25年度 現況)	前期実績値 (H30年度)	R5年度目標値 (2023年度)	
			当初	変更
①加工・流通分野での雇用創出	水産0名 農産0名	水産5名 農産8名	30名	-
②加工品の商品化数	-	22商品	-	16商品

<②変更理由>前期において目標数値を立てていなかったため、前期実績値をもとに後期目標を設定

※計画策定時から、目標年度までの雇用創出人数。起業者本人も含む。

※加工品開発数は、計画期間(5年間)の累計。

主要施策 1: 漁港施設整備

〔現状・課題〕

本町では、現在 6 漁港を管理しています。平成 20 年度までに、外郭施設*及び係留施設*等の整備はほぼ完了しており、今後は施設の維持管理を計画的に行い、施設の延命化を図る必要があります。中でも前方漁港、浜津漁港、柳漁港、大島漁港には、FRP製の浮体式係船岸が整備されていますが、各施設とも整備後 10 年以上を経過し、ガイドレールの腐食や浮体上部の摩耗等が確認されており早急な対策が必要です。また前方漁港(筒井浦地区)(近浦地区)及び浜津漁港(前目地区)においては、岸壁等の車止めが設置されておらず、車両が転落する危険性があり、安全対策が課題となっています。

前方漁港、浜津漁港、柳漁港の海岸保全施設についても、施設の老朽化が進んでおり調査及び保全計画の策定が急がれています。

また県営小値賀漁港の整備もほぼ完了していますが、近年の台風により防波堤が被災するなど、台風波浪に対する外郭施設の機能向上が、課題となっています。

〔施策の基本方針〕

漁港ごとに機能保全計画を作成し、国庫補助事業(水産物供給基盤機能保全事業)により、保全工事を実施するとともに、浜の活力再生交付金事業により、車止めを設置し、漁港機能の充実を図ります。

農山漁村地域整備交付金により、海岸保全施設の長寿命化計画の策定を実施します。

小値賀地区水産生産基盤整備事業により、防波堤など外郭施設の防災対策強化の改修工事を実施します。

〔前期の主な取り組み〕

①機能保全工事

- ・納島漁港 浮棧橋(補修)
- ・浜津漁港 浮棧橋(補修)・-3.0m岸壁(補修)・-2.0m物揚場(補修)
-2.5m航路(維持浚渫)・-2.0m泊地(維持浚渫)

②車止め設置

- ・柳漁港・大島漁港・納島漁港・前方漁港(唐見崎)

〔後期の施策方針〕

①機能保全工事

- ・前方漁港(浮体式係船岸)補修・浜津漁港(浮体式係船岸)・柳漁港(浮体式係船岸)

②車止め設置

- ・前方漁港(筒井浦)・(近浦) 浜津漁港(前目)

③水産生産基盤整備工事

・小値賀漁港

④漁港漁場整備法に基づく廃船等放置物対策の強化

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25年度 現況)	前期実績値 (H30年度)	R5年度目標値 (2023年度)	
			当初	変更
①保全工事完了	各漁港浮棧橋(補修)	各漁港浮棧橋(補修)	機能保全工事完了	-
②水産生産基盤整備工事完了	-	-	-	水産生産基盤整備工事完了

<②変更理由>当初定量的な目標がなかったため、今回新規設定。

※【外郭施設】防波堤、護岸、堤防など、漁港の外まわりの施設を指す。

※【係留施設】岸壁や棧橋など、船舶をつなぐための施設を指す。



斑漁港(浮体式係船岸)

主要施策 1: 自然エネルギーの活用

【現状・課題】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う、東京電力福島原発の事故以来、我が国では、原子力に変わる代替エネルギーとして、自然環境を利用した風力・地熱・太陽光・バイオマス発電等が各地で検討されています。

県内では、島原半島での地熱発電や西海市、新上五島町による潮力発電、五島市による海上風力発電等が計画・実施されています。

離島である本町は、四方を海に囲まれ、高い山もなく、冬には特有の北西の季節風が吹く等、自然環境の厳しさを風力発電、潮力発電等に利用する条件に適していると思われます。

今後、本町においても自然エネルギーの利活用の可能性について調査、研究していく必要があります。

【施策の基本方針】

島内で消費する電力を自前で発電できる「電気の地産地消」体制について研究を行い、その可能性について検証します。

【前期の主な取組み】

- ①小値賀町役場前駐車場において、風力発電の実証実験を実施
- ②小値賀小中学校の新校舎及び小値賀町役場において太陽光発電の実証実験を実施

(参考) 小値賀小中学校太陽光販売料・校舎電気使用量実績表

年	収入 太陽光販売		支出 校舎電気料	
	販売電力量 (kWh)	販売電力料金 (円)	使用電力量 (kWh)	料金 (円)
H26 年度	3,077	132,919	62,250	1,776,654
H27 年度	1,958	84,480	73,220	2,066,594
H28 年度	1,495	64,579	82,359	2,154,120
H29 年度	1,955	84,452	82,931	1,967,856
H30 年度	1,460	63,068	86,498	1,966,748

【後期の施策方針】

- ①小値賀町の資源を活かした再生可能エネルギーの活用を研究
- ②EV等新たな自然エネルギーに対する支援
- ③小値賀小中学校の新校舎及び小値賀町役場において太陽光発電の実証実験を継続

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度現 況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①EV車登録保有割合台数(公用車)	-	0%	-	50%

<①変更理由>本施策を進める上で定量的な目標がなかったため、後期施策の取り組み目標を設定。